
平成27年第4回大和町議会定例会会議録

平成27年9月7日（月曜日）

応招議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今野善行君 | 11番 | 平渡高志君 |
| 3番 | 千坂裕春君 | 12番 | 堀籠英雄君 |
| 4番 | 渡辺良雄君 | 13番 | 高平聡雄君 |
| 5番 | 松浦隆夫君 | 14番 | 馬場久雄君 |
| 6番 | 門間浩宇君 | 15番 | 中川久男君 |
| 7番 | 槻田雅之君 | 16番 | 大崎勝治君 |
| 8番 | 藤巻博史君 | 17番 | 堀籠日出子君 |
| 9番 | 松川利充君 | 18番 | 大須賀 啓君 |
| 10番 | 伊藤 勝君 | | |

出席議員（17名）

| | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番 | 今 野 善 行 君 | 1 1 番 | 平 渡 高 志 君 |
| 3 番 | 千 坂 裕 春 君 | 1 2 番 | 堀 籠 英 雄 君 |
| 4 番 | 渡 辺 良 雄 君 | 1 3 番 | 高 平 聡 雄 君 |
| 5 番 | 松 浦 隆 夫 君 | 1 4 番 | 馬 場 久 雄 君 |
| 6 番 | 門 間 浩 宇 君 | 1 5 番 | 中 川 久 男 君 |
| 7 番 | 槻 田 雅 之 君 | 1 6 番 | 大 崎 勝 治 君 |
| 8 番 | 藤 卷 博 史 君 | 1 7 番 | 堀 籠 日 出 子 君 |
| 9 番 | 松 川 利 充 君 | 1 8 番 | 大 須 賀 啓 君 |
| 1 0 番 | 伊 藤 勝 君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------|-----------|-------------------------------|-------------|
| 町 長 | 浅 野 元 君 | 保健福祉課長 | 千 葉 喜 一 君 |
| 副 町 長 | 遠 藤 幸 則 君 | 産業振興課長 | 大 塚 弘 志 君 |
| 教 育 長 | 上 野 忠 弘 君 | 都市建設課長 | 佐々木 哲 郎 君 |
| 代表監査委員 | 渡 邊 仁 君 | 上下水道課長 | 蜂 谷 俊 一 君 |
| 総 務 課 長 | 後 藤 良 春 君 | 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 佐 藤 三 和 子 君 |
| まちづくり 政 策 課 長 | 小 川 晃 君 | 教育総務課長 | 櫻 井 和 彦 君 |
| 財 政 課 長 | 高 崎 一 郎 君 | 生涯学習課長 | 村 田 良 昭 君 |
| 税 務 課 長 | 三 浦 伸 博 君 | 総 務 課 危 機 対 策 室 長 | 文 屋 隆 義 君 |
| 町民生活課長 | 長 谷 勝 君 | 税 務 課 徴 収 対 策 室 長 | 浅 野 義 則 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 内 海 義 春 君 | 産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官 | 熊 谷 実 君 |

事務局出席者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 浅 野 喜 高 | 次 長 | 櫻 井 修 一 |
| 主 任 | 逢 坂 孝 徳 | | |

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

少し早いんですが、ただいまから本会議を再開するわけでありましたが、きのうは町政施行60周年の記念の大運動会、大変ご苦労さまでございました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番渡辺良雄君及び5番松浦隆夫君を指名します。

日程第 2「議案第50号 大和町児童支援センター条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第50号 大和町児童支援センター条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3「議案第51号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条

例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第51号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第52号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第52号 大和町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 5 3 号 平成 2 7 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 5、議案第 53 号 平成 27 年度大和町一般会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 53 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 5 4 号 平成 2 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 6、議案第 54 号 平成 27 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 54 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 7、議案第 55 号 平成 27 年度大和落合財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第 5 6 号 平成 2 7 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 8、議案第 56 号 平成 27 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第 9、議案第 57 号 平成 27 年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「認定第 1 号 平成 2 6 年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 1 「認定第 2 号 平成 2 6 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 2 「認定第 3 号 平成 2 6 年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

- 日程第13「認定第4号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第14「認定第5号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第15「認定第6号 平成26年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第16「認定第7号 平成26年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第17「認定第8号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第18「認定第9号 平成26年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第19「認定第10号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第20「認定第11号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」
- 日程第21「認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、認定第1号 平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第21、認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長（佐藤三和子君）

おはようございます。

それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

認定第1号 平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付をいたしております平成26年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願い

いたします。あわせて議案説明資料、認定1号関係（平成26年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のあるものに基づきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入歳出決算書でございます。今年度からA4版横に記載していたものを、A4版縦見開きでの様式に変更し、備考欄に詳細が記載されておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

最初に各種会計歳入歳出決算書1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

一般会計と国民健康保険事業勘定特別会計など10の特別会計それぞれの決算額が記載された総括表とになってございます。一番上の欄が一般会計でございます。一般会計の歳入につきましては、収入済額が105億5,274万2,419円、また歳出の支出済額は97億9,888万6,348円となりまして、差引残額は7億5,385万6,071円となったところでございます。

続いて、3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。予算現額は101億9,881万8,000円、調定額は108億9,352万7,188円、収入済額は105億5,274万2,419円となっております。不納欠損額は2,224万662円となります。収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引いた額でございますが、3億1,854万4,107円となっております。予算対比につきましては103.47%に、また調定対比につきましては96.87%となっております。

次に、歳出でございます。5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。これも一番下の歳出合計欄になります。

予算現額につきましては、歳入と同額の101億9,881万8,000円でございます。支出済額につきましては、97億9,888万6,348円となっております。また、翌年度繰越額につきましては、繰越明許費が1億9,177万3,000円、事故繰越は389万円でございます。これらを差し引きました金額が不用額として2億426万8,652円となっております。予算対比の執行率につきましては、96.08%でございます。

次に、議案説明資料、会計課の認定1号関係の資料をお願いいたします。

4ページをお開き願います。

平成26年度一般会計決算額の歳入についての記載でございます。

金額の説明につきましては万単位とさせていただきます。

1款の町税でございます。表の右側に記載されております差引と増減率をごらん願います。

差し引きで1億8,132万円、4.3%の増になっております。平成26年度決算額における歳入全体からの町税の構成比につきましては41.7%となっております。

2款の地方譲与税につきましては、差し引きでマイナス722万円、6.2%の減に、3款の利子割交付金につきましてはマイナス30万円、5.8%の減に、4款配当割交付金につきましては639万円、99.2%の増に、また5款株式等譲渡所得割交付金につきましてはマイナス214万円で22.9%の減になっております。

6款の地方消費税の交付金につきましては5,157万円で19.9%の増に、7款ゴルフ場利用税交付金につきましては102万円で4.8%の増に、8款自動車取得税の交付金につきましてはマイナス2,411万円で53.4%の減になっております。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましてはマイナス88万円で2.2%の減に、10款地方特例交付金につきましてはマイナス888万円で39.9%の減となっております。

11款地方交付税につきましてはマイナス5,684万円、3%の減でございます。構成比につきましては、全体の17.2%となっております。普通交付税は増額があったものの、特別交付税、震災復興特別交付税につきましては減額となったところでございます。

12款交通安全対策特別交付金はマイナス56万円、12.5%の減に、13款分担金及び負担金につきましては545万円、5.5%の増に、14款使用料及び手数料につきましては183万円、1.4%の増になっております。

15款の国庫支出金につきましては4億6,347万円、49.9%の増になったところでございます。防災無線放送施設整備事業や小野小学校校舎増築事業が大きな要因になったところでございます。

16款県支出金につきましても1億3,490万円、21.9%の増でございます。繰越事業でもありました民間保育所整備事業によるものでございます。

17款財産収入につきましてはマイナス2,008万円で、75.8%の減でございます。

18款寄附金につきましてはマイナス207万円、69%の減でございます。

19款繰入金は1,446万円で11.7%の増になったところでございます。まちづくり基金や長寿対策基金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金からの繰り入れ等があったことによるものでございます。

20款の繰越金はマイナス6,311万円、17.4%の減に、21款の諸収入は1億7,041万円、62.5%の増になったところでございます。企業立地奨励金返還が主なものでございます。

22款町債は1億270万円、25.4%の増になったところでございます。臨時財政対策債、無線放送施設整備事業債、水道会計出資債、公立学校施設整備事業債が大きな要因になったところでございます。

歳入合計では、差し引きで9億4,735万円、9.9%の増となったところでございます。続きまして、5ページの歳出について説明をさせていただきます。

こちら、差引欄と増減率の欄をごらんください。

1款議会費につきましては543万円、4.3%の増でございます。職員の異動に伴う人件費の増額となったところでございます。

2款の総務費につきましては4億1,890万円、36.4%の増でございます。無線放送施設整備事業の実施等によるものでございます。

次に、3款民生費につきましては4億76万円、15.7%の増、民間保育所への施設整備事業が大きなところでございます。

4款衛生費につきましては1億659万円、9.5%の増でございます。黒川行政事務組合病院事業会計への出資金の増加、水道事業会計の操出金の増加などによるものでございます。

5款農林水産業費につきましてはマイナス8,579万円、32.6%の減でございます。前年度にございました農事組合法人への農業振興費補助金が大きなものでございます。

6款の商工費でございます。マイナス3億4,192万円、62.1%の減でございます。企業立地奨励金や用地取得助成金の減少によるものでございます。

7款の土木費でございます。4,196万円、5.2%の増でございます。道路維持、道路改良工事の増加でございます。

8款消防費でございます。190万円、0.5%の増でございます。

9款教育費2億6,832万円、23.4%の増でございます。小野小学校校舎増築事業によるものでございます。

10款災害復旧費につきましてはマイナス1,784万円、27.1%の減となっております。震災災害復旧事業の減少によるものでございます。

11款の公債費につきましてはマイナス3,474万円、4.2%の減となっております。

歳出合計といたしまして、前年度と比較して7億6,360万円、8.5%の増となったところでございます。

次に、決算の事項別明細書の概要について説明させていただきます。

歳入歳出の決算書でございます。決算書の17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入について、節ごとの記載がなされ、備考の欄に詳細が記載されておりますので、

ごらんいただきたいと思います。これからの金額の説明につきましても万単位とさせていただきます。

1行目につきましては、1款町税に対する記載でございます。町税の調定額は中ごろに記載されております45億5,237万円、収入済額につきましては44億724万円に、不納欠損額につきましては1,976万円になってございます。不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づいて、件数で962件、人数では216人分の不納欠損処分の手続を行ったことによるものでございます。町税の収入未済額は1億2,536万円となっております。

次に、1款の町税の中の1項町民税についてでございます。収入済額が15億1,609万円で、前年度と比較しまして1億1,533万円、8.23%の増となっております。

内訳としましては、1目の町民税では収入済額が11億2,571万円、前年より5,744万円の増となっております。また、2目法人町民税では収入済額が3億9,038万円、前年度比較で5,789万円の増となったところでございます。

次に、2項の固定資産税につきましては収入済額が22億9,934万円で、前年度比較5,653万円、2.5%の増となり、1目固定資産税につきましては収入済額が22億5,676万円でございます。2目国有資産と所在市町村交付金につきましては、収入済額が4,257万円、内訳につきましては東北防衛局から仙台市水道局まででございます。

3項の軽自動車税につきましては収入済額が5,958万円で、前年より5.56%の増となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4項の町たばこ税でございます。収入済額は3億2,122万円となり、前年度比較で52万円、0.16%の増でございます。

5項入湯税につきましては収入済額33万円で、前年度に比べまして1万円の増に、また6項都市計画税につきましては収入済額2億1,065万円で、前年度比較で578万円、2.82%の増となっているところでございます。

次に2款の地方譲与税につきましては調定額1億1,018万円で、1項1目1節自動車重量譲与税、次ページの21ページ、22ページになります。2項1目1節地方揮発油譲与税の収入額につきましても同額となっております。

続きまして、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、6款の地方消費税交付金につきましても調定どおりの収入済額となっております。

23ページ、24ページになります。7款のゴルフ場利用税交付金、8款の自動車取得

税交付金、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、調定どおりの収入済額となっております。

25ページ、26ページになりまして、10款の地方特例交付金、11款の地方交付税、12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましても調定どおりの収入済額となっております。

27ページ、28ページになります。次に、13款分担金及び負担金についてでございます。

1項分担金につきましても調定どおりの収入済額となっております。

2項1目1節老人福祉負担金226万円の収入済額でございます。老人ホーム入所者の負担金で、9万3,600円の収入未済額がございます。これにつきましては、27年6月に納入されてございます。

続いて、2節児童福祉費負担金につきましては、もみじヶ丘保育所及び菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園への入所・入園にかかわる保育料でございます。1億59万円の収入済額で、247万円の不納欠損額の手続をとったものでございます。127万円が収入未済額になってございます。

次に、14款の使用料及び手数料1項使用料につきましては、1目総務使用料から、29ページから32ページまでに掲載されております6目教育使用料までで1億3,581万円の収入済額でございます。それぞれの施設などの使用に対して収納がなされたものでございます。

少し戻りまして、29ページ、これらのうちの3目農林水産使用料1節農業使用料の収入未済額1,990円がございます。これにつきましては、町民研修センターの使用料の分でございますが、27年の6月に納入されてございます。

次に、5目の土木使用料3節の住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対する家賃収入、住宅敷地の使用料として3,915万円の収入済額でございます。315万円が収入未済額となっております。

続いて、2項の民生手数料1節の社会福祉手数料でございます。31ページでございます。これにつきましてはホームヘルパー派遣手数料で316円の収入未済額がございます。これにつきましても、ことしの7月になりまして未収金が納入されてございます。

続いて、33ページ、34ページをお開き願いたいと思います。

15款の国庫支出金1項1目の民生費国庫負担金でございます。1節の保健基盤安定負担金から4節の児童福祉費につきましては、収入済額が6億5,149万円でございます。

す。国保会計基盤安定障害者自立支援給付費、児童手当、保育所運営費などに対する負担金の収入となっているところでございます。

次に、2目1節小学校負担金につきまして、公立学校施設整備費として小野小学校増築分にかかわる負担金で1億522万円の収入済額でございます。

35ページ、36ページになります。3目1節公共土木施設災害復旧費負担金収入でございますが、橋りょう復旧工事について1,472万円の収入済額でございます。

次に、2項国庫補助金1目1節無線放送施設整備補助金につきましては、1億7,753万円の収入済額です。収入未済額につきましては継続事業であります繰越明許費分として1億857万円となっております。

2節電子計算機補助金、3節頑張る地域交付金につきましては、調定どおりの収入でございます。

4節地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、収入未済額5,510万円全額繰越明許費とするものでございます。地方版総合戦略策定事業、児童支援センター事業、プレミアム商品券発行事業などの分でございます。

2目1節障害者福祉費補助金から37ページ、38ページになります。9節社会福祉費補助金まで1億143万円の収入済額でございます。

次に、3目1節の保健衛生費補助金につきましては277万円の収入済額となっております。がん検診推進事業、クーポン事業に対する補助金収入でございます。

次に、4目1節農業費補助金につきましては、275万円の収入済額でございます。

5目1節道路橋りょう費補助金2節社会資本整備総合交付金につきましては3,949万円の収入済額でございます。

39ページ、40ページになります。7目1節教育総務費補助金から3節の中学校補助金につきましては1,788万円の収入済額でございます。

8目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては2億2,966万円の収入済額でございます。これにつきましては、学校教育用コンピューター等整備事業、子供医療費助成事業、高田線舗装工事、繰越事業でもありました町道柿ノ木線道路改良舗装工事などによるものでございます。

次に、3項委託金1目総務委託金2目民生委託金でございます。743万円の収入済額でございます。

41ページ、42ページになります。16款県支出金でございます。1項1目民生費負担金1節の保険基盤安定負担金から4節の児童福祉費負担金までは3億1,787万円の収入済額となっております。これにつきましては、国庫負担金同様に県負担金の収入で

ございます。

2 項県補助金 1 目 1 節市町村消費者行政活性化事業補助金107万円の収入済額でございます。

2 目 1 節社会福祉費補助金から 3 節児童福祉費補助金までにつきましては 2 億233万円の収入済額となっております。3 節の児童福祉費補助金につきましては 1 億9,972万円の収入済額でございます。備考の欄でございますが、乳幼児医療費の助成から、43ページ、44ページになります。地域少子化対策強化事業費まで、そのうちの 7 段目になりますが、繰り越しをしておりました民間保育所施設整備事業、その下の子ども・子育て支援新制度にかかわる電子システム構築事業が大きなものでございます。

次に、3 目 1 節保健福祉費 2 節環境衛生補助金につきましては 538万円の収入済額でございます。そのうちの 2 節環境衛生補助金につきましては保健福祉センター敷地に設置しました再生可能エネルギーの導入事業でございます。

4 目 1 節農業費補助金、45ページ、46ページになります。

2 節林業費補助金につきましては 2,612万円の収入済額でございます。

6 目市町村振興総合補助金につきましては 376万円の収入済額でございます。交通安全対策推進事業費から、一番下の難聴児補聴器購入事業助成事業まで 9 事業によるものでございます。

7 目 1 節の緊急雇用創出事業補助金につきましては、4,769万円の収入済額となっております。これにつきましては、震災対応等の臨時職員採用や、小中学校の学習支援サポーター配置事業、児童学習支援員配置事業などに対する補助収入でございます。

47ページ、48ページになります。8 目 1 節みやぎ環境交付金につきましては 416万円の収入済額となっております。防犯灯省エネ改修事業による補助収入でございます。

9 目 1 節の農地等災害復旧事業補助金 2 節被災者児童生徒就学支援事業補助金につきましては、2,442万円の収入済額となっております。

3 項委託金 1 目 1 節総務管理費委託金から、49ページ、50ページ、3 目教育費委託金につきましては 5,880万円の収入済額で、県からの移譲事務交付金等でございます。

次に、17 款財産収入の 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入につきましては 261万円の収入済額となっております。

2 目 1 節利子及び配当金につきましては 143万円の収入済額でございます。財政調整基金の積立から 51ページ、52ページになります。防衛施設周辺調整交付金基金の積立まで 15 の基金等の利子及び配当金でございます。

2項1目1節の土地売払収入、2節の立木売払収入につきましては223万円の収入済額でございます。

2目1節物品売払収入につきましては14万円の収入済額でございます。

18款寄附金でございます。1項2目1節社会福祉費寄附金は30万円、3目1節教育総務費寄附金は20万円、3節社会教育費寄附金は3万円、53ページ、54ページになります。4目1節ふるさと寄附金は40万円の収入済額でございます。

19款繰入金、1項1目1節から3節まで宮床、吉田、落合3財産区からの繰入で、952万円の収入済額でございます。

2目1節国民健康保険事業勘定特別会計繰入金は、128万円の収入済額でございます。

2項基金繰入金につきましては、55ページ、56ページにもまたがります。1目財政調整基金繰入から6目の長寿社会対策基金繰入まで、1億2,726万円の収入済額でございます。

20款の繰越金については、前年度からの繰越金として3億10万円の収入済額でございます。

57ページ、58ページになります。21款諸収入1項延滞金加算金及び過料につきましては186万円の収入済額でございます。

2項1目1節町預金利子につきましては、26万円の収入済額でございます。

3項1目1節民生費貸付金元利収入につきましては、192万円の収入済額でございます。

59ページ、60ページでございます。2目1節商工費貸付金元利収入につきましては、預託金の元金4,260万円の収入済額でございます。

3目1節土木費貸付金元利収入5,924万円の収入済額でございます。大和流通株式会社からの貸付分の償還金でございます。

4項1目1節の自転車競技場管理受託事業448万円の収入済額でございます。宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入でございます。

2目1節農地中間管理機構受託事業収入につきましては、20万円の収入済額でございます。公益財団法人宮城農業振興公社からの収入でございます。

5項雑入1目1節雇用保険納付金につきましては、64万円の収入済額でございます。

2節給食費納付金につきましては、1億1,387万円の収入済額でございます。収入未済額は238万円でございます。

2目1節の場外車券売場交付金でございます。784万円の収入済額でございます。

61ページ、62ページでございます。

3目1節雑入でございます。収入済額2億1,014万円となっております。備考の欄電話番号から、児童手当交付金追加分まででございますが、6段目のその他の収入をごらんいただきたいと思えます。ソマテック株式会社からの企業立地奨励金等返還金、その下の小鶴沢処理場関連事業受託事業費が金額の大きなものとなっております。収入未済額2,258万円につきましては、小鶴沢処理場関連事業受託事業費の繰越明許費分でございます。

次に、22款の町債でございますが、1項1目総務債から63ページ、64ページになります5目臨時財政対策債まで5億720万円の収入済額でございます。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくお願いたします。

議長 (大須賀 啓君)
総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。決算書の65ページからお願いいたします。あわせて主要な施策の成果に関する説明書25ページからご参照をお願いいたします。

それでは、1款の議会費から説明させていただきます。

1款1項1目議会費につきましては、議会の運営に要したもので、本議会、臨時会、各常任委員会等の活動に要した経費並びに議員職員の人件費が主な内容でございます。

1節及び9節につきましては、議員18名の報酬及び費用弁償並びに常任委員会の視察研修等であります。

2節は、職員3名分の給与でございます。3節職員の各種の手当等及び議員の期末手当でございます。4節は共済等の人件費に係るものでございます。

以下、各款・科目の2節から4節までの人件費関係につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願したいと思えます。

8節は、議会広報に掲載した小中学生からの記事に対する謝礼として図書カードを購入したものでございます。

11節につきましては、議会だよりを年間4回発行した印刷製本費等に要した費用などでございます。12節につきましては切手代等通信運搬費に要した経費、13節は会議録作成委託料などでございます。

14節は、常任委員会視察研修等の有料通行料でございます。

19節は、宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会への負担金並びに政務活動費の交付金であります。

次に、67ページをお開き願いたいと思います。

次に、総務費2款1項1目一般管理費につきましては、一般管理費のほか職員研修事業、公用車管理及び行政区長並びに黒川行政事務組合負担金等に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は、30ページから32ページをご参照願いたいと思います。

1節につきましては、区長62名、産業医1名に係る報酬であります。

決算書69ページをお願いしたいと思います。

8節は顧問弁護士への報償等に要した経費であります。

9節は区長への費用弁償、町長の企業誘致活動、指定廃棄物最終処分場反対の要望活動等に要した旅費、職員の研修旅費でございます。

11節は、事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入、公用車の燃料代等に要した費用でございます。食糧費に関しましては、区長会の費用でございます。

12節は、電話通信費用、職員採用試験等に要した費用、公用車の保険、職員ボランティア保険でございます。

13節は、県公平委員会への事務委託のほか、区長配布業務委託、職員の健康診断業務委託であります。

14節は、公用車の有料道路の通行料でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合の管理運営費分や宮黒町村会への負担金のほか、区長会への事務活動に対する補助金等でございます。

23節は、宮城県移譲事務交付金等の前年度、平成25年度分の実績による償還金でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

次に、2目文書広報費は、文書管理、広報広聴等に要した費用でございます。

説明書は32ページから33ページを参照願いたいと思います。

1節につきましては、情報公開審査委員会並びに個人情報保護審査会の委員報酬でございますが、審査会の開催はなかったものでございます。

8節は、広報モニターへの謝礼として図書カードを購入したものです。9節は、広報セミナーへの職員の参加費用でございます。

11節につきましては、コピー代、広報たいわの印刷発行に要した費用としております。月平均1万550部の印刷に要し経費でございます。そのほか例規集の追録等でございます。

12節は、郵便後納料金、電話料金、インターネット等の通信料、14節は、印刷機、ファクシミリ、例規システム機械借上等であります。

18節は、町のPR用ビデオカメラを購入したものでございます。

19節は、社団法人日本広報協会への会費負担金、広報セミナー参加の費用でございます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
財政課長高崎一郎君

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、71ページ中段、3目財政管理費になります。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、引き続き33ページになります。そのほかに財政課分としまして配付をさせていただいております資料といたしましては、別冊で決算に関する説明の内訳ということで、一般会計の歳出款別、節別の集計表、委託費の内訳、補助金の内訳も別冊のものをお配りさせていただいておりますので、後ほどご参考に参照いただきたいと思っております。

それでは、決算書71ページでございます。

2款1項3目財政管理費8節報償費につきましては、入札監視委員会委員の謝礼でございます。11節需用費につきましてはコピー代、予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書の印刷製本代、参考図書等の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。

25節積立金につきましては、まちづくり基金への1億23万9,000円の積立、ふるさと応援基金の40万円の積立、そのほかに4つの基金分の利子分の積み立てとなっております。

以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長 （佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございます。これにつきましては、会計事務に要した経費でございます。

11節の需用費につきましては、決算書、請求書用紙、名入り封筒などの印刷代、図書の追録代、コピー代などでございます。

12節の役務費につきましては、口座振り込みの回線利用料、電話料、金融機関における公金口座取扱手数料などでございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、個人に対する委託料の支払いに伴います源泉徴収漏れの所得税に対する延滞金で、仙台北税務署に支払ったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

決算書73ページ中段、5目財産管理費でございます。成果に関する説明書につきましては、34ページをご参照いただきたいと思います。

財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。3施設の利用状況につきましては成果に関する説明書34ページの表をご参照いただきたく存じます。そのほかには公用車、普通財産、庁舎の管理経費でございます。

7節賃金につきましては、各施設の事務補助、清掃員、巡視員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の光熱水費、燃料費、修繕料、そのほか公用車の車検整備、消耗品代等でございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費及び施設の火災保険料、並びに公用車の損害保険料、自賠責保険保険料でございます。

13節委託料につきましては、庁舎の清掃費、宿日直委託、マイクロバス運転業務の委託、各種普通財産の管理委託、吉岡コミュニティセンターの窓口業務、消防施設保安保守点検が主な業務の委託内容でございます。決算書75ページをご参照願います。

14節使用料につきましては、旧NTT施設の庁舎としての借り上げ分やテレビの聴

視料、公用車の借上料等になってございます。

18節備品購入につきましては、庁舎用の防犯カメラの購入費、保守用の多機能電話機の購入費、事務用の椅子等庁用備品の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金、負担金につきましては、黒川地区防火管理協議会と黒川地区安全運転管理者会の負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、役場庁舎及びリサーチパークの代替地として取得いたしました財源に対します元金2,080万円、利子分107万2,500円の償還でございます。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税、財政課管理分の従量税でございます。

以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、6目企画費でございます。主要な施策の成果に関する説明書34ページから37ページもあわせてごらん願いたいと思います。

企画費は、広域行政の推進、杜の丘地区の公共施設整備、地域情報通信基盤整備事業、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練に伴う安全対策、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金への積み立て、地域活性化事業、町民バス運行事業に関する費用でございます。

3目職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練等の際の時間外勤務手当でございます。

8目報償費につきましては、（仮称）大和町南部コミュニティセンター設計公募ポロポーザル審査委員会委員、地域公共交通会議委員、及び杜の丘公園整備ワークショップ委員に対する報償費に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、事務用品のほか、町民バスのタイヤ購入、町民バスの車検整備費用等でございます。

12節役務費につきましては、テレビ難視聴区域に設置しております共同受信施設の共済分担金、町民バス自賠責保険料、第四次総合計画見直しに当たっての町民意識調査の際の郵便料金でございます。

13節委託料につきましては、町民バスの運行业務委託料、宮床・吉田地区への光ファイバー網を町で設置しておりますが、NTT東日本への保守業務委託料、総合計画中間見直し支援業務委託料、（仮称）大和町南部コミュニティセンター建設基本設計及び実設計業務委託料、杜の丘2号、3号公園整備ワークショップ運営及び基本計画策定業務委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への添架料等でございます。

77ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、杜の丘保育園の建設に先立って整備をいたしました道路改良工事の完成払いに要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、財団法人東北活性化研究センターほか12協議会への負担金及びふるさと産品開発協議会ほか5団体への活動費補助金でございます。

25節積立金につきましては、あんしん子育て医療費助成事業の基金積立金でございます。

27節公課費につきましては、町民バス4台分の重量税でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時01分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、決算書77ページをお願いしたいと思います。

次に、7目の電子計算費につきましては、電算機器等の管理運営に要した費用になります。同じく説明資料の37ページをご参照願いたいと思います。

11節は、電算関係消耗品のほかに、コンピューターウイルス等対策ソフトウェアなどのライセンス更新料であります。

12節は、インターネット接続料、サーバー使用料、データ光通信回線網の通信料等の通信費用でございます。

13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合行政情報システム保守並びに各種電算システム運用に伴う支援保守等業務委託などがございます。平成26年度からマイナンバー制度への対応としまして、システム改修を委託したものも含まれております。

14節は、住民基本台帳税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理などの情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借り上いたしました費用になります。

19節につきましては、県高速情報化推進協議会負担金並びに宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金並びに中間サーバープラットフォーム使用料の負担でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、8目出張所費を説明いたします。出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費でございます。

9節につきましては、事務連絡のための職員旅費でございます。

11節につきましては、事務用品、プリンタートナー代、お茶代などがございます。

12節につきましては、窓口証明のためのファクス回線使用料でございます。

79ページをお願いいたします。

13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。

14節につきましては、テレビ聴取料でございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、9目交通対策費につきましては、交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用でございます。

説明資料は、37ページから38ページをお願いいたします。

1節は交通安全指導員26名に対する報酬でございます。9節旅費は交通安全指導員の出張、延べ799人分の費用弁償になります。

11節は、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備品、新入生黄色い帽子等に要した費用であります。

12節は交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料等でございます。

19節は、黒川郡交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会への負担金でございます。

次に、10目無線放送設備管理費につきましては、町内各所に設置しております固定系防災無線放送用機器の管理運営に要した費用になります。

説明書は38ページになります。

11節需用費は、防災無線施設の電気料でございます。

12節は、黒川消防本部との専用回線使用料でございます。

13節委託料は、防災無線放送機器の年間保守点検業務委託料でございます。

19節は、電波利用料でございます。

11目女性行政推進事業費は、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための啓発活動並びにそれに要した費用であります。

決算書81ページをお開き願いたいと思います。

1節は、男女共同参画推進審議会を4回開催したことにより委員の報酬でございます。9節は、男女共同参画推進審査委員会の費用弁償でございます。11節は事務用品及び啓発用パンフレットの印刷代金でございます。

12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者になるための講座開設や啓発事業などのほか、消費生活相談員を配置し消費生活に係る相談、特殊詐欺等もありますけれども、その対策に迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

説明資料は38ページから39ページになります。

7節は、消費生活相談員に係る相談員1名の費用でございます。

11節は消費生活啓発用品の購入及び啓発用リーフレット作成に要した費用でございます。14節は消費生活講座研修会の際のバス借上料と有料道路使用料金であります。

19節は、区市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目無線放送設備整備費につきましては老朽化したアナログ方式の防災行政無線をデジタル化方式へ施設更新に要した費用でございます。

説明資料のほうは39ページになります。よろしく申し上げます。

9節は、鉄塔等の使用材料の工場製品検査の出張に要したものでございます。

11節は事務用品及びコピー代でございます。

12節は、親局再送信局の鉄塔等の建設確認申請及び無線局免許申請等に係る手数料でございます。

13節は、防災行政無線設備整備工事施工の施工管理業務の委託料でございます。15節は、防災行政無線設備施設整備工事請負費用でございます。

次に、83ページをお願いいたします。

14目諸費の総務課分でございますが、説明させていただきます。表彰式に要した経費、防犯対策に要した経費及び人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動に要した経費でございます。

説明資料は39から40ページになります。

1節は、表彰審査委員会を開催したことに伴う委員への報酬でございます。

8節につきましては、町政功労者並びに60周年記念特別表彰への記念品及び人権作文、ポスター等のコンクールへの参加商品代でございます。9節は、表彰審査委員への費用弁償でございます。11節は、表彰式に要する消耗品並びに式次第の印刷、及び人権啓発用品購入等に要した経費でございます。また、食糧費につきましては文化の日表彰、高齢者叙勲等の茶菓子代でございます。

12節は表彰式への案内はがき代、及びに全国町村会総合賠償保険料等でございます。19節は山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金及び大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、同じく14目の諸費のうち、財産課担当分についてご説明をさせていただきます。説明資料は同じく40ページの後段になります。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床地区の駐車場用地の借上料となっております。

19節負担金補助及び交付金のうち620万5,000円につきましては財産区振興費になってございます。宮床・吉田・落合の各財産区から地域団体への助成として一般会計繰り入れを受けまして、この諸費の項目から支出をいたしているものでございます。宮床地区につきましては7団体、吉田地区は2団体、落合地区は4団体に助成をしているものでございます。対象団体につきましては、成果に関する説明書、後ろのほうになります134ページから136ページの3ページに各財産区の項目に掲載をしております。なお、対前年比で宮床財産区で8団体減になっております。これは、防災倉庫の設置分として25年度助成をしておりましたので、その分について減になっております。同様に、落合財産区につきましては、集会所の修繕分として3団体分減になってございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

14目諸費の町民生活課分、自衛官募集事務費となります。

9節につきましては、自衛隊普及会連絡協議会研修旅費でございます。

11節につきましては自衛官募集の懸垂幕購入費、それからコピー代でございます。

12節につきましては郵便料金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、14目諸費にかかります都市建設課所管分といたしまして、説明をいた

します。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書39ページ中段をご参照願います。

11節需用費につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、防犯灯の2,378灯分の電気料並びに機器のふぐあいにより故障した防犯灯96カ所の修繕に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、省エネ改修ということで防犯灯171灯をLEDに切りかえた費用と、防犯灯24灯の新設に要した費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長三浦伸博君。

税務課長 (三浦伸博君)

続きまして、2款2項徴税費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、41ページから45ページに記載をしております。

また、平成26年度町税の課税状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書19ページから24ページに記載をしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

決算書83ページ1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要する費用でございまして、電算システムの維持管理等に要した費用でございます。

1節報酬及び85ページ、9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び費用弁償でございますが、平成26年度中に審査の申し出はなかったところでございます。

11節需用費につきましては、事務消耗品等でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県軽自動車等運営協議会、仙台北税務署管内地区税務協議会資産評価システム研究センターへの負担金でございます。また、補助金につきましては大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。

4節共済費及び7節賃金につきましては、収納の事務嘱託員1名に係ります社会保

険料及び賃金、さらには確定申告時におきます事務補助員6名の賃金でございます。

8節報償費につきましては、口座振替推進キャンペーン用記念品等、さらに納税貯蓄組合73組合に対します完納報償金等でございます。

9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会への費用でございます。

11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷、及び徴収事務に係ります督促状、催告書等の印刷代、事務用品等でございます。

87ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、納税通知書等の通信運搬費、さらには口座振替の手数料等でございます。

13節委託料につきましては、滞納管理システム、家屋調査評価システム、及び国税連携システムの保守業務、並びに固定資産税の土地評価標準修正業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、住民税年金特別徴収システム及び滞納管理システムの借上料等に要した費用でございます。

18節備品購入費につきましては、家屋調査評価に当たり、庁用備品としてのパソコンの購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度の還付金及び加算金でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、町民生活課の窓口分の経費でございます。住民基本台帳、戸籍事務、印鑑証明のシステム運営に要した費用でございます。

成果に関する説明書の45から46ページの参照もお願いいたします。

11節につきましては、事務用品、図書購入費、コピー代、各種申請書・証明書の印

刷代でございます。

89ページをお願いいたします。

12節につきましては、電話料金、郵送料金でございます。

13節につきましては、住民基本台帳カード作成業務委託、戸籍システムの保守点検委託料、戸籍副本データ管理システムの保守委託料でございます。

14節につきましては、戸籍システムの機械借上料でございます。

19節につきましては、宮城県戸籍住基外国人登録事務協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

次に、4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の開催、選挙啓発並びに各種選挙に要した費用になります。

説明資料47ページからになります。よろしくをお願いいたします。

1目選挙管理委員会費の1節及び9節は委員4名の報酬及び費用弁償、11節につきましては参考図書、事務用品消耗品等でございます。

次に、2目選挙啓発費、8節につきましては選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代でございます。9節は明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償、14節は明るい選挙啓発大会参加に伴う駐車料金でございます。

3目農業委員会委員一般選挙執行費につきましては、平成26年7月6日執行の選挙で、無投票ではありましたが事務に要した経費でございます。

1節選挙管理委員会費用立候補者予備審査、立候補者受付等の報酬でございます。

91ページをお開き願いたいと思います。

9節につきましては選挙管理委員の費用弁償、11節は選挙消耗品及びに入場券投票用紙の印刷代でございます。

12節は郵便料金でございます。

次に、4目衆議院議員選挙執行費につきましては、平成26年12月14日執行の選挙事務に要した費用でございます。選挙投票区の投票率は45.83%、比例区は45.81%でありました。

説明資料47ページ、48ページでごらんになっていただきたいと思います。

1節は選挙管理委員会投開票立候補者等の報酬、7節は臨時事務職員の賃金でございます。8節はポスター掲示板を私有地に設置した際の敷地借地料の謝礼でございます。9節は投開票立会人等への費用弁償、11節は選挙事務に要した消耗品であります。暖房用燃料費、入場券等の印刷製本費、なお食糧費につきましては投票立会人事務従事者の昼食代でございます。

12節は郵便料及び期日前投票システム保守点検等でございます。13節はポスター掲示板の設置及び撤去業務の委託料でございます。14節は会場借上料及び投票箱送致用のタクシーの借上料でございます。

93ページをお願いしたいと思います。

18節の備品購入費につきましては、最高裁判所国民審査用のプリンター等の購入費用に要したものでございます。

次に、5項1目統計調査費につきましては、経済センサス基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサス調査の指定統計調査に要した費用でございます。

説明書の48ページをごらんになっていただきたいと思います。

1節及び9節は統計調査員の報酬及び費用弁償であります。8節は、全国消費実態調査の調査員への謝礼でございます。11節は統計調査に要した消耗品代等及び会議のお茶代でございます。12節は郵便及び電話料金でございます。19節は県統計協会への負担金、補助金は大和町統計調査員協議会への助成をしたものでございます。

次に、6項1目監査委員費の主な支出についてご説明させていただきます。説明資料は48ページでございます。

監査委員費につきましては、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要した経費で、例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体に対する監査、ほかに視察研修参加等でございます。

1節は監査委員2名の報酬でございます。

95ページをお開き願いたいと思います。

9節は、監査委員の費用弁償並びに研修会参加旅費と職員の旅費でございます。11節は消耗品費でありまして、コピー代、参考図書の購入代でございます。19節は宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項1目社会福祉費総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会等への支援及び国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等に要した費用でございます。

民生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書49ページからあわせてご参照をお願いいたします。

まず、11節につきましては、事務用品等の消耗品、公用車等に係る燃料費、セラピー広場に係る電気料等でございます。

12節につきましては、電話料金等の通信費用、セラピー広場トイレの火災保険、公用車の保険料に要した費用でございます。

13節につきましては、セラピー広場高木樹殺虫剤散布作業の業務及び身元不明者捜索業務委託に要した費用でございます。

19節につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等への補助金でございます。

20節につきましては、4件の火災被災者への一時扶助、6名の浮浪者一時扶養に要した費用でございます。

25節につきましては、長寿社会対策としての基金積み立てでございます。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への町の法定分及び人件費等に繰り出しをしたものでございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、生き生きサロン、老人クラブへの支援、さらにはシルバー人材センターへの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節につきましては、敬老会時の記念品、アトラクション謝礼等でございます。

11節につきましては、敬老会時の食糧費、印刷代等でございます。

13節につきましては、シルバー人材センターへ的高齢者就業機会創出事業といたしまして、就業先開拓や広報活動に要した費用、さらには延べ26人分の寝具洗濯乾燥消毒サービス事業及び軽度生活援助事業の高齢者の生活支援事業に要した委託料でございます。

19節につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの負担

金、さらには低所得者利用者負担対策事業としまして、特別養護老人ホーム入所者への利用軽減措置といたしましての負担金、補助金としまして町内51地区で実施のとなりぐみ生き生きサロンへの補助金でございます。さらには、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への助成金でございます。

20節につきましては、80歳以上の方々への敬老祝金及び6名の100歳の方に対する特別敬老祝金、さらには介護用品購入費助成費用、偕楽園入所者5名分の保護措置費用でございます。

99ページお願いいたします。

23節につきましては、平成25年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業実績に伴う補助金の県への返還金でございます。

28節につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の法定負担分として、人件費を繰り出したものでございます。よろしくをお願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費でございます。

成果に関する説明書51ページもご参照ください。

11節につきましては、事務用品、コピー代などでございます。

12節につきましては、電話料金、郵便料金でございます。

13節につきましては、年金事務用のパソコンの保守委託料でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

4目障害者福祉費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては51ページからになりますので、よろしくをお願いいたします。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児・障害者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

8節につきましては、障害者福祉計画推進協議会の開催に伴う委員15名分の報酬及び身体、知的障害者の相談員への謝礼でございます。

11節につきましては、事務用品等の消耗品に要した費用でございます。

12節につきましては、主治医の意見書作成手数料、さらには国保連合会への介護給付費請求の審査支払手数料等でございます。

13節につきましては、大和町第4期障害福祉計画の策定、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターの運營業務等の委託料でございます。

14節につきましては、障害福祉サービスシステムの借上料でございます。

19節につきましては、負担金としまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしまして、身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会、並びに自動車運転免許取得費補助、自家用車改造補助金に要した費用でございます。

20節につきましては、障害児・障害者への日常生活の用具、更生医療、補装具等に要した費用と、居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、さらには通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。

23節につきましては、平成25年度障害者扶助費の国県補助金の額が確定したことに伴いまして精算により償還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては54ページになります。ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管理等に要した費用でございます。

11節につきましては、センター維持管理に要しました燃料費、光熱水費、小破修繕等に要した費用でございます。

12節につきましては、電話料、火災保険料、浴槽の水質検査料等に要した費用でございます。

13節につきましては、総合窓口案内、公衆浴場管理、機械設備保守点検等の施設管理委託料でございます。

102ページをお願いいたします。103ページです、済みません。

14節につきましては、テレビ受信料でございます。

18節につきましては、AED更新等に要した費用でございます。

19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者広域連合への町負担金でございます。

23節につきましては、国庫負担金の返還金でございます。

28節につきましては、後期高齢特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 (千葉喜一君)

7目臨時福祉給付金事業費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては55ページをお願いいたします。

臨時福祉給付事業費につきましては、平成26年4月の消費税の引き上げによる影響を緩和するために、所得の低い方々に対し制度的な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な支給を行ったものに要した費用でございます。

7節につきましては、申請受付等のための事務補助員に要した費用でございます。

11節につきましては、申請書の印刷やコピー料金等に要した費用でございます。

12節につきましては、郵便料金振替手数料等に要した費用でございます。

13節につきましては、臨時福祉給付金システム開発等に要した費用でございます。

105ページをお願いいたします。

19節につきましては、臨時福祉給付金支給決定者3,181名への交付金に要した費用でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶

養手当、児童遊園等管理、あんしん子育て医療費助成事業、子ども虐待防止推進事業、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成、幼稚園就園奨励教育振興事業に要した経費であります。

主な施策に関する説明書は55ページ、56ページでございます。

1節報酬につきましては、子ども・子育て会議委員への報酬でございます。

7節賃金につきましては、子育て支援事業事務補助員、心身障害者医療費助成事務補助員、児童遊園除草作業員の賃金、生活相談員嘱託員に要しました経費でございます。

8節報償費は、子ども・子育て講演会講師及び子どものことばの教室指導者へ謝金でございます。

9節旅費につきましては、子ども・子育て会議委員へ費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、図書追録代、事務用品消耗品購入代、公用車の燃料代、要保護実務者会議等へのお茶代、医療費助成受給者証の印刷代等でございます。なお、電気料金、光熱費につきましては児童遊園の電気料でございます。

107ページお願いいたします。

修繕料につきましては、公用車の修繕でございます。

12節役務費につきましては、あんしん子育て医療費助成事務、児童手当、心身医療費助成事務に係ります郵便料金、あと児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、乳幼児医療、あんしん子育て医療事務、未熟児医療費等審査及び支払い事務に関したものでございます。あわせまして子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料に要した経費でございます。

18節備品購入費でございますが、こちらは子ども・子育て支援システム導入、子育て支援課窓口前にキッズコーナーやベビーベッドの設置に要した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークルサポート団体への補助、幼稚園就園教育振興費として町内にあります幼稚園の助成、私立幼稚園に通園しています町内在住の通園時に対しまして助成を行ったものでございます。

20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度の未熟児養育医療費給付事業の精算確定によります国への償還金でございます。

続きまして、2目の児童措置費につきましては、児童手当支給事業、ゼロ歳から15

歳までの4,055人への児童手当の支給と新生児誕生記念色紙の交付に要した経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書は56ページでございます。

7節賃金につきましては、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。

11節、需用費につきましては、事務用消耗品購入代、児童手当減給届け出の際の事務用封筒及び新生児誕生記念色紙印刷代等でございます。

12節役務費につきましては、郵便料金でございます。

20節扶助費につきましては、医療手当の支給費でございます。

続きまして、3目母子福祉費につきましては、母子・父子家庭医療費助成事業、母子・父子対策事業に要した経費でございます。主要な施策の成果に関する説明書は57ページでございます。

109ページをお願いいたします。

11節需用費につきましてはコピー代、事務用消耗品購入代、医療費受給者証の印刷代でございます。

12節役務費につきましては郵便料金でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。

20節扶助費につきましては、母子・父子家庭医療助成で対象者は714人、延べ1,975件の助成でございます。

続きまして、4目保育所費でございます。こちらにつきましては、もみじヶ丘保育所の管理運営と私立保育園の菜の花、大和すぎのこ両保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育に要しました経費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、57ページから59ページでございます。

1節報酬につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医への報酬でございます。

7節賃金につきましては、用務員、看護師、保育士、調理員の臨時職員に係るものでございます。

8節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所への入所対象の児童に対する記念品、または運動会時の賞品等に要したものでございます。

9節旅費につきましては、保育所職員の研修旅費でございます。

11ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、ガス代、灯油代、あ

るいは来客用のお茶代、保育所入所通知等の印刷代、電気料水道料金の施設の小破修繕料、給食の賄い材料購入に要した経費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料、エアコン等の清掃点検に係る手数料、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、菜の花・大和すぎのこ保育園の運営委託、もみじヶ丘保育所管理に係る清掃業務、除草業務、消防設備点検及び警備業務等に要した経費でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、保育所印刷機のリース代、遠足の際のバス借上料、清掃用具のレンタル料でございます。

15節工事請負費につきましては、旧大和保育所北側部分の解体撤去工事に要した経費でございます。

18節備品購入費につきましては、給食保管用冷蔵庫の購入に要したものでございます。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、各種協議会、研修会に係る負担金、補助金につきましては、低年齢児保育施設助成事業として、認可外保育施設に対し運営経費の一部を助成したものでございます。さらに、保育対策事業促進事業としまして、一時預かり及び延長保育、障害児保育に係る運営費の一部を私立保育園に補助したものの、杜の丘保育園整備事業に要します経費につきまして補助をいたしたものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成25年度保育所運営費の精算確定によりまして、国県へ償還を行ったものでございます。

続きまして、5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営事業に要しました経費と放課後対策といたしまして放課後児童クラブに要した経費でございます。

主要な施策に関する説明書は59ページでございます。

1節報酬につきましては、6児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

113ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、児童館除草作業の賃金と、6児童館の児童厚生員21名分、宮床・もみじヶ丘児童館の用務員2名分の賃金でございます。

8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時における行事等への講師謝金でございます。

9節旅費につきましては、運営委員会委員の費用弁償、児童館職員研修旅費でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品の購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、電気料、水道料金、施設の小破修繕に要した経費でございます。

12節役務費につきましては電話料、郵便料金、あと冷暖房器具の点検手数料でございます。

13節委託料につきましては、吉岡放課後児童クラブ開設準備委託、旧大和保育所改修実施設計委託、各児童館清掃等業務委託、消防設備等点検等の業務委託でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、営為で借り上げ、遠足時の児童館のバス借り上げ等でございます。

115ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、旧大和保育所南側部分の施設を吉岡放課後児童クラブへの改修に要した経費でございます。

18節備品購入費につきましては、落合児童館の掃除機、もみじヶ丘放課後児童クラブ小野分室に使用します機材、吉岡放課後児童クラブで使用します冷蔵庫等の備品購入に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県児童館連絡協議会、防火管理協議会への負担金、補助金につきましては、児童館母親クラブに対します補助金でございます。続きまして……。

議 長 (大須賀 啓君)

課長、ここで休憩します。（「わかりました」の声あり）

暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

午後0時01分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、3款2項6目子育て世帯臨時特例給付事業費でございます。こちらにつきましては、児童手当の対象児童3,781名に対しまして給付金を支給した経費に要したものでございます。主な施策に関する説明書につきましては、59ページをお願いいたします。

7節賃金でございます。こちらにつきましては、給付金支給事務の事務補助員としての賃金でございます。

11節需用費につきましては、事務用消耗品購入費でございます。また、申請書送付用封筒の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、郵便料金あるいは給付金振り込みの手数料でございます。銀行振り込みへの手数料でございます。

13節委託料につきましては、平成25年度の子育て世帯臨時特例給付資金システム改修等委託業務に要しました経費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て世帯臨時特例給付金として、児童1人当たり1万円の支給に要したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

同じく115ページの3項1目復興支援費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては59ページの一番最後の下段になります。

復興支援費につきましては、東日本大震災によります住宅の復旧費の融資に係る利子補給費及び災害援護資金の貸し付けに要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町内の金融機関より住宅改修のために借り入れされた方々への利子補給補助金でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費につきましては、母子保健、乳幼児健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、さらには水道事業への出資繰出金、合併浄化槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

保健衛生費につきましては、主要な施策の成果に関する説明書60ページからあわせ

てご参照をお願いいたします。

それでは、歳入歳出決算書117ページをお願いいたします。

1 節報酬につきましては、食育推進会議委員 9 名分の報酬でございます。

7 節賃金につきましては、乳幼児健診、子育て相談訪問指導に係る保健師、看護師、栄養士等に要した費用でございます。

8 節報償費につきましては、保健推進員、～明るく元気で生きたいわ～健康たいわ 21 推進委員の報酬、健診時の医師への謝礼、また献血の際の記念品に要した費用でございます。

9 節旅費につきましては、食育推進会議委員の費用弁償、職員の研修旅費に要した費用でございます。

11 節需用費につきましては、健康づくり推進事業に要しました消耗品のほか、母子健康手帳作成、子育て情報図書及び各種健康診断時の消耗品、印刷製本費等に要した費用でございます。

済みません、119 ページをお願いいたします。

12 節役務費につきましては、公用車の車検に係る手数料、損害保険料ほかクリーニング代等に要した費用でございます。

13 節委託料につきましては、休日当番医の委託、妊婦健診及び乳幼児健診に要した費用でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、保健推進員及びふれあい教室等での研修バスの借り上げ料等に要した費用でございます。

18 節備品購入費につきましては、健診時等に使用いたしますスクリーン購入等に要した費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、黒川病院への大和町分の負担金及び黒川浄斎場等、黒川地域行政事務組合への負担金のほか各種医療対策委員会等 5 団体への負担金に要する費用でございます。また、補助金につきましては、健康推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金でございます。

20 節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成に要した費用でございます。

24 節投資及び出資金につきましては、上水道の広域化対策及び耐震強化事業並びに簡易水道事業に伴います水道事業への出資金に要した費用でございます。

27 節公課費につきましては、公用車の車検の際に要した重量税の費用でございます。

28 節操出金につきましては、合併処理浄化槽の建設及び管理分といたしまして、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出し並びに水道事業会計に対します高料金対策、

さらには簡易水道の補助分としての繰り出しに要した費用でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、67ページからになりますので、よろしく願いいたします。

予防費につきましては、感染症予防、各種予防接種、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、各種予防接種、検診、健康教育等におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、各種予防接種の医師への謝礼及び鶴巣健康づくり事業の講師謝礼等に要した費用でございます。

121ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、各種検診の申込書等の印刷製本、インフルエンザ等の医薬材料等の購入に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、各種検診の受診結果の通信費用に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、肺炎球菌ワクチンを初めとする各種予防接種、健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診等に要した委託料の費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、有料駐車場利用に要した費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目環境衛生費でございます。環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメントシステム推進に要した費用でございます。

成果に関する説明書、73ページから76ページのご参照もお願いいたします。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。

8節につきましては、環境美化推進員への謝金でございます。

9節につきましては、環境衛生組合連合会研修会などの職員の旅費でございます。

11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務用品、環境美化推進チラシ印刷代、消

毒機械の修繕費などがございます。

123ページをお願いいたします。

12節につきましては、空き地除草通知の通信費、それから自動車保険料でございます。

13節につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業の業務、河川水質検査の業務、騒音測定業務、狂犬病予防注射業務、機密文書処理及び紙のリサイクル委託料経費、環境マネジメントシステムの職員研修に係る業務委託費でございます。

14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借上料でございます。

19節につきましては、環境衛生組合連合会、黒川食品衛生協会大和支部への補助金、及び宮城グリーン購入ネットワークへの負担金でございます。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

続きまして、3目環境衛生費のうちまちづくり政策課所管分についてご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書73ページもあわせてご参照願います。

環境衛生費は、再生可能エネルギー等導入事業費に関する費用でございます。

13節委託料につきましては、支出済額のうち、太陽光発電設備等導入事業に係ります保健福祉総合センター、鶴巣防災センター、吉田教育ふれあいセンター、落合教育ふれあいセンター、宮床中学校の設計業務の委託料、及び保健福祉総合センターの工事施工監理業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、保健福祉総合センターへの太陽光発電設備等設置工事の工事請負費でございます。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、2項清掃費1目廃棄物処理費でございます。一般廃棄物処理事業、資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋立地の維持管理費に要した費用でございます。

成果に関する説明書76ページから78ページの参照をお願いいたします。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬でございます。

8節につきましては、40団体に対する資源回収の奨励金でございます。

9節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、クリーンステーション用看板及び修繕費、廃棄物処分券、納入通知書等の印刷に要した経費でございます。

12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料でございます。

13節につきましては、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋立場の除草作業の業務委託の委託料でございます。

125ページをお願いいたします。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処理場の運営経費の負担金でございます。クリーンステーションの整備補助でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

農業委員会事務局長熊谷 実君。

農業委員会事務局長（熊谷 実君）

続きまして、第5款農林水産業費につきましてご説明いたします。

決算書は引き続き125ページ以降となります。あわせまして、主な施策の成果に関する説明書のほうは79ページからとなりますのでご参照いただきたいと思います。

1項1目農業委員会費でございます。

農業委員会の所掌事務であります農地等の権利異動、転用の制限及び農地等の権利関係の調整等に関する案件審議のための定例会議の開催と農業委員の活動に要した費用及び農地基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策事業等に要した経費であります。

1節報酬でございます。農業委員16名の報酬でございます。

7節賃金は農業者年金被保険者受給権者の台帳整備のための臨時職員の賃金でござ

います。

8節の報償費は結婚相談員及び結婚相談アドバイザーへの謝礼でございます。

9節旅費につきましては、定例委員会出席委員の費用弁償のほかに、農業委員先進地視察研修、ほかの研修に関する旅費でございます。

10節公債費は農業委員会の会長の交際費でございます。

11節需用費は、農業委員業務必携図書や農業新聞、事務用品代等の消耗品費、ほかに公用車燃料費、会議用のお茶代、農業委員会だより、農地法関係申請用紙等の印刷製本費でございます。

127ページをお願いいたします。

12節役務費は、郵便料でございます。

13節委託料でございますが、通常農地管理用台帳システムの保守点検料にあわせて、農地情報の公開が始まりましたものですから、そのためのシステム改修業務の委託料に要してございます。

14節賃借料につきましては農業委員視察研修会の際のバス借上料及び高速有料道路の通行料でございます。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県農業会議ほか5団体への負担金及び大和町認定農業者連絡会、大和町農業者年金加入協議会への補助金であります。

以上、農業委員会費でございました。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

続きまして、5款1項2目農業総務費のうち財政課所管分についてご説明を申し上げます。

財政課におきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理運営を所掌しておりますその経費でございます。

事業の概要につきましては、説明書の80ページになっております。

主な支出でございます。

7節賃金につきましては、吉田ふるさとセンターの環境整備に要しました作業賃金、宮床基幹集落センター等の清掃賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の管理要消耗品、光熱水費及び修繕料ござい

ます。主な修繕につきましては、町民研修センターにつきましては避難誘導灯のバッテリーの交換修繕、宮床基幹集落センターにつきましては、軒天の修繕を行っております。

12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。

決算書129ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、町民研修センターの窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務、及び落合ふるさとセンターの施設管理業務、吉田ふるさとセンター、落合ふるさとセンター、宮床基幹集落センターの消防設備の点検業務、吉田ふるさとセンターの浄化槽維持管理清掃業務等の委託業務となっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの放送受信料と施設管理用のマットの借上料でございます。

15節工事請負料につきましては、吉田ふるさとセンターの屋根の改修工事でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

続きまして、同じく2目の農業総務費の中の産業振興課所管分につきましてご説明いたします。主な施策の成果に関する説明書につきましては81ページからでございますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園の管理運営とそれから公用車の管理が主なものでございます。

8節報償費につきましてはJAあさひなの農協まつりにおきます副賞代でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、公用車等の燃料代、宮床ふれあい農園の水道、電気代、及び耕耘機等の修理代でございます。

12節役務費につきましては、公用車の共済分担金のほか、宮床ふれあい農園管理棟の建物共済費でございます。

129ページをお願いいたします。

13節につきましては、ふれあい農園の管理委託料及び浄化槽の維持管理清掃委託料

でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、みやぎ原種苗センター及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金でございます。

3目の農業振興費につきましては、主な施策の成果に関する説明書につきましては81ページ、同じでございます。農業の振興、認定農業者の育成と農業経営改善への取り組み支援等に要した経費及び多面的機能支払交付金事業、たいわ産業まつり、制度資金利子補給、中山間地域の振興及び農地等環境保全対策費等に要した経費でございます。

1節報酬及び8節の報償費につきましては、農業振興地域整備促進協議会が開催されなかったために、支出がなかったものでございます。

9節の旅費につきましては、大和町認定農業者連絡会視察研修に係る旅費及び随行の職員旅費に要したものでございます。

11節需用費につきましては、消耗品代、コピー代、及びイノシシ捕獲用くくりわな代、公用車の燃料代等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、多面的機能支払交付金事業負担金のほか、黒川地域担い手育成総合支援協議会、宮城県中山間地域等活性化推進協議会等への負担金でございます。補助金につきましては、農業制度資金利子補給金、及び新規就農者促進対策資金利子補給金のほか、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会等への事業費補助や産直リースハウス事業、曲がりネギ産地育成対策事業それらの取り組み者への補助でございます。農地環境保全対策事業及び産地確立生産安定化事業等といたしましてJAあさひなへの補助、また昨年2月の大雪により被災いたしました農業用ビニールハウスの再建に要した経費への助成、中山間地域であります宮床難波集落と吉田金取北集落の一部の耕作放棄地防止、水田の持つ多面的機能維持を目的に交付されます直接支払交付金等でございます。

4目の畜産業費でございます。成果に関する説明書につきましては83ページでございます。あわせてご参照いただきたいと思います。

大和町畜産振興協議会を通じまして、畜産農家への予防接種及び枝肉共励会等への支援、管内肉用牛素牛保留等に対する支援に要したものが主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町畜産振興協議会及び県畜産協会への負担金のほか、繁殖牛・子牛事故共助事業、肉用牛素牛保留促進特別事業への補助金でございます。

25節積立金につきましては、肉用牛貸付肥育事業運営基金に係ります利子分の積立金でございます。

次に、5目の農地費でございます。決算書につきましては131ページをお願いいたします。

主なものとしたしましては、排水機場洪水調整事業、土地改良施設維持管理適正化事業、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、農業用施設環境整備対策のため、もみじヶ丘ため池の除草及び支障木の伐採等に要したものでございます。

9節旅費につきましては、研修会に出席いたしました職員の旅費でございます。

11節の需用費につきましては、アユ、イワナ、サケ、マスの稚魚代、農業農村整備事業管理計画に添付いたします図面の印刷代、舞野大橋の電気代、落合相川地区の蓬沢ため池の底地修繕及びもみじヶ丘ため池の管理橋の修繕に要したものでございます。

12節役務費につきましては、ため池232カ所、水路5カ所、取水堰10カ所の農業用施設に係ります施設賠償責任保険料でございます。

13節委託料につきましては、落合大角地区にあります大堤ため池の県営ため池整備事業に伴う詳細設計業務及び杜の丘ため池の維持管理に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、刊行物掲載単価の著作権に係る使用料でございます。

16節の原材料費につきましては、農道維持補修用砕石代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域ため池大和町外2市4ヶ町村組合及び大衡村外1町牛野ダム管理組合、大和町内土地改良事業団体連絡協議会、宮城県土地改良事業団体連合会、八志田堰用水路改修事業への負担金のほか、大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業及び土地改良施設維持管理適正化事業への補助でございます。

28節の繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目の水田農業対策費でございますが、決算書につきましては133ページでございます。主な施策の成果に関する説明書につきましては84ページからでございます。

経営所得安定対策に基づきます水田農業ビジョンに沿いました米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、事務補助臨時職員及び転作確認調査の際の立ち会いに係るものでございます。

8節報償費につきましては、人・農地プランの検討委員会に係ります費用弁償でござ

ざいます。

9節旅費につきましては、水田農業先進地視察研修の旅費でございます。

11節需用費につきましては、コピー代、消耗品代及び代表者説明会の際のお茶代、人・農地プラン地図の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代及び経営所得安定対策支援システムの保守に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、水田農業先進地視察研修の際のバス借上料及び転作現地確認の際の車借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、水田農業構造改革対策支援事業補助金、水田農業ビジョン推進事業補助金、集団農業機械整備事業補助金、大規模水稻直播栽培団地育成事業補助金が主なものでございます。

次に、5款2項林業費の1目林業振興費でございます。決算書135ページでございますので、よろしく申し上げます。成果に関する説明書につきましては85ページとなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

林業の振興、森林整備、林道の維持管理、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、林道鍛冶屋敷線、一本杉線ほかの除草及び支障木の除去に係る作業員の賃金でございます。

11節需用費につきましては、消耗品代でございます。

13節委託料につきましては、森林管理巡視業務、森林病虫害防除事業、蛇石せせらぎの森管理業務のほか、林道大平桑沼線の除草業務に要したものでございます。

19節負担金補助交付金につきましては、宮城県林業振興協会ほかの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業への補助が主なでございます。

次に、6款商工費についてご説明いたします。成果に関する説明書につきましては86ページからでございます。

1項商工費1目の商工総務費につきましては、人件費、管理等事務費でございます。

2目の商工振興費でございます。中小企業振興資金融資、商店街活性化対策事業、商店街担い手支援及びくろかわ商工会への支援、助成のほか、企業誘致活動に要した経費でございます。

8節報償費につきましては、企業等連絡懇話会での講師謝礼でございますが、講師に支出の必要がなくなったため、支出しなかったものでございます。

9節旅費につきましては、企業訪問及び企業立地セミナー等へ参加したものでござ

います。

11節需用費につきましては、コピー代、消耗品代、及び大和町企業等連絡懇話会の開催、企業案内看板の修繕に要したものでございます。

12節役務費につきましては、県全体での新聞広告を行わなかったため支出がなかったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、企業訪問等の際に有料道路等を使用しなかったため、支出がなかったものでございます。

次に、決算書137ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、中小企業振興資金信用保証料のほか仙台北部中核都市建設連絡協議会等への負担金でございます。補助金につきましては、くろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域総合振興事業開催のための補助金及び割り増し商品券発行事業に係ります割り増し分の補助、大和まるごと市の事業費補助、中小企業振興資金の利子分の補給と、企業立地奨励金9件分、用地取得奨励金1件に要したものでございます。

21節貸付金につきましては、中小企業振興資金貸し付けの委託金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、中小企業振興資金貸付事業におきまして、その支出が発生しなかったものでございます。

次に、3目の観光費でございます。成果に関する説明書につきましては88ページからでございます。船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用いたしました自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他、観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7節の賃金につきましては、登山道及び遊歩道の除草作業、避難小屋、野営場の管理に要したものでございます。

11節需用費につきましては、コピー代、消耗品代、公用車の燃料代、電気料、花野果広場の屋根修繕、それから七ツ森ふれあいの里バンガローの屋根塗装等に要したものでございます。

12節役務費につきましては、旗坂野営場の給水施設の水質検査手数料のほか、産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済の保険代に要したものでございます。

13節の委託料につきましては、南川ダム、宮床ダム周辺の公園や仙台北部中核工業団地内の公園管理業務のほか四十八滝運動公園、ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園の指定管理料及び七ツ森陶芸体験館の指定管理料、旗坂野営場及び四十八滝運動公園の浄化槽維持管理に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、船形山入山届ポスト設置場所の借り上げ及び山形県尾花沢市の花笠踊りに参加の際の交流事業に係るバスの借り上げに要したものでございます。

決算書139ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、花まつり、宮城県観光連盟、みやぎまるとフェア、仙台・宮城観光キャンペーン等への負担金のほか、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの補助が主なものでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、7款土木費についてご説明申し上げます。土木費につきましては、道路、橋りょう、河川の維持管理及び整備と都市計画、町営住宅に係る費用でございます。

決算書の139ページ、140ページをお開きください。あわせて成果に関する説明書90ページをお開き願います。

初めに、1項土木管理費1目土木総務費になります。

11節需用費につきましては、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入に要した費用並びにその他会議用お茶代でございます。

12節役務費につきましては、公用の携帯電話3台分の通信料でございます。

13節委託料につきましては、道路台帳の作成及び修正業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、駐車場の使用料及び建設物価調査会等への著作権の使用料でございます。

決算書の141ページ、142ページをお開き願います。

19節負担金補助及び交付金につきましては、道路協会ほか12の各協会へ負担金でございます。

続きまして、2項道路橋りょう費1目道路維持費になります。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線、延長47.93キロメートルを、地元の地区に年2回の除草を委託した費用で、そのほかに町道の補修や側溝の清掃等に要

した費用でございます。

11節需用費につきましては、道路照明灯に係る電気料、道路の修繕、公用車両の修繕料及びバスターミナルに係る電気料、上下水道料金に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、公用車に係る車検手数料及び保険料、バスターミナルの火災保険料に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、除雪及び融雪等に係る業務、除草及び街路樹の剪定に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の使用、並びにタイヤショベル及び保園用品の借り上げに要した費用でございます。

15節、工事請負費につきましては、町道の台ヶ森線ほか3路線の側溝修繕、町道新電線ほか3線の舗装修繕及び町道石倉線ののり面復旧工事に要した費用でございます。

16節原材料費につきましては、砕石やアスファルト合材等の道路維持補修用の材料費及び融雪剤の購入に要した費用でございます。

決算書の143ページ、144ページをお開き願います。

18節備品購入費につきましては、公用車両に係る器具費でございます。

27節公課費につきましては、所管の車両5台分の重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費になります。説明資料は91ページをお開き願います。主に国土交通省並びに防衛省の補助事業関連でございます。

11節需用費につきましては、コピー料金、図面複写機に係る消耗品等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、国交省補助事業といたしまして、道路橋梁施設の点検及び計画策定に係る6業務、防衛省補助事業としまして町道流通平1号線ほか1線の路線測量及び道路詳細設計業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、土木積算システム図面複写機に係るリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、防衛省補助事業といたしまして、繰越事業の町道柿ノ木線の道路改良舗装工事、現年事業の町道の高田線及び台ヶ森線の道路舗装改良工事、天皇寺地区の排水路整備工事及び町道柿ノ木線の道路改良舗装工事に要した費用でございます。並びに単独事業といたしまして町道柿ノ木線改良舗装工事に附帯する工事、町道大崎大平線の道路改良舗装工事及び町道台ヶ森線の道路舗装改良工事に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川の河川改修事業に伴う丸子湊架

けかえ工事に係る工事負担金でございます。

22節補償補填及び賠償金につきましては、町道柿ノ木線改良舗装工事に係る水道管及び電話柱の移設に要した費用でございます。

続きまして、3目橋りょう維持費になります。決算書145ページ、146ページをお開き願います。

13節委託料につきましては、樋場橋の支障木の除去業務を下桧和田地区に委託した費用でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費になります。

説明資料は92ページをお開きください。

15節工事請負費につきましては、交通安全工事といたしまして町道山下大沢線ほか14路線の区画線、並びにガードレール等の設置工事に要した費用でございます。

16節原材料費につきましては、カーブミラー、ガードレールに取りつける反射帯の材料購入に要した費用でございます。

続きまして、3項1目河川費になります。7節賃金につきましては、三峯調整池、妙ヶ沢川等の除草業務等に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、鶴巣大崎地区の西川の左岸側の西川樋管に係る電気料でございます。

13節委託料につきましては、準用河川小西川及び妙ヶ沢川の測量設計業務並びに西川樋管操作管理委託に要した費用でございます。

19節負担金補助金及び交付金につきましては、河川愛護団体大和町河川愛護会に補助した費用でございます。実施状況につきましては、説明資料の92ページ後段に掲載しております。ご参照願います。全体といたしまして、7河川、20地区、作業延べ人数625人の方々から河川愛護活動に参加をいただいております。

決算書の147ページ、148ページをお開き願います。

22節補償補填及び賠償金につきましては、準用河川小西川河川改修事業に係る立竹木の補償金及び電柱の移設に要した費用でございます。

続きまして、4項都市計画費1目都市計画総務費になります。

1節報酬、7節賃金、9節旅費につきましては、都市計画審議会に付議する案件がなく、開催されなかったもので支出もなかったものでございます。

11節需用費につきましては、コピー料金並びに印刷用のロール紙の購入に要した費用でございます。

19節負担金につきましては、社団法人都市計画協会への負担金でございます。

25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費になります。28節繰出金につきましては下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、4項3目公園費になります。

決算書の149ページ、150ページをお開き願います。あわせて、説明資料93ページをお開き願います。

都市公園につきましては27カ所、都市緑地に3カ所、及び緑道26カ所の維持管理等に要した費用となります。7節賃金といたしましては、八谷館緑地の補修作業及び公園照明の点検に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、吉岡東公園ほか5公園の街路灯の電気料、上下水道料金のほか、遊具やトイレの修繕に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、公園のトイレ、あずまや等の建物火災保険料及び吉岡東公園ほか7公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、株式会社大和町地域振興公社へ都市公園等の指定管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元地区へ委託料及び杜の丘1号公園ほか2公園緑地の整備に係る設計業務委託に要した費用でございます。

15節工事請負費につきましては、杜の丘4号公園の整備及びもみじヶ丘2号公園ほかの遊具撤去並びに設置に要した費用でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、日本緑地協会への負担金でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費になります。町営住宅につきましては、木造住宅47戸、中高層アパート140戸、合わせて187戸の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅周りの樹木の伐採作業、側溝の補修作業に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、各住宅の配水管の修繕、電気設備の修繕、給水設備の修繕に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、火災保険料並びに住宅の受水槽の給水検査料に要した費用でございます。

決算書の151ページ、152ページをお開きください。

13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、特殊建築物の調査、アパートの受水槽の清掃点検業務、住宅敷地内の除草等の管理業務並びに下町住宅の外壁改修に係る実施設計業務に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮床の下小路住宅の借地料でございます。

15節工事請負費につきましては、道下住宅ほか7棟の解体に要した費用でございます。

以上、7款土木費に係る支出でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、8款消防費でございます。主なものにつきましては、黒川地域行政事務組合への負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動及び災害対策に要した費用になります。

主な施策の成果に関する説明書は94ページになります。よろしくお願いいたします。

1項1目常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

次に、2目非常備消防費でございます。主なものにつきましては、消防団員555名に対する報酬及び費用弁償、消防団の装備品の購入等に要した費用になります。

1節と9節は、消防団員の報酬及び費用弁償になります。

8節は消防団表彰の際の記念品代になります。11節は新任団員の活動服、半長靴及び夏季演習に係る飲料水等の購入に要した費用であります。

14節は、火災出動の際の車借上料及び全国女性消防団活性化千葉大会に参加する際のマイクロバス有料道路通行料と駐車場の使用料でございます。

次に、153ページをお願いいたします。

19節は、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合等への負担金並びに大和町婦人防火クラブ連合会への助成を行ったものであります。

次に、3目消防設備費でございます。主なものにつきましては、防火水槽や消火栓などの消防施設の維持管理や整備に要した費用になります。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ場の電気料及び防火水槽の修繕代並びに消防設備の維持管理に要した費用であります。

12節につきましては、日本消防協会から寄贈された防災学習災害活動車への登録諸費になります。あと消防ポンプ車等の保険料等でございます。

13節は、もみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託料、消防団無線呼び出し装置の保守点検委託、旧仙台法務局大和出張所敷地の境界確認業務に要した費用であります。

14節は消防自動車車庫用地の借上料でございます。

15節は鶴巣北目地区の小型ポンプ庫1棟の解体費と建築工事費及び吉岡中町地区の防火水槽ふたの修繕工事費であります。

16節は、防火水槽の別ぶた購入費用でございます。

19節は、消防団呼び出し無線従事者資格講習の受講料と消火栓431基の維持管理に要した費用分を負担金として支出したものでございます。

27節は、軽積載車4台分、ポンプ車2台、本部積載車及び防火学習災害活動車の自動車の重量税でございます。

次に水防費でございます。9節については、水防活動出動による費用弁償、11節につきましては水防倉庫の備蓄資材の購入費や電気料金でございます。

12節は災害時無線電話料金でございます。

次に、155ページをお願いいたします。

16節につきましては、原材料費は土のう用の洗い砂等を購入したものでございます。

次に、5目防災対策費でございます。主なものについては、移動系の無線の保守管理、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進等に要する経費となります。

1節と9節は防災会議委員報酬費並びに費用弁償になります。7節は震災対応のための臨時事務補助員の社会保険料並びに賃金でございます。11節はコピー代等の消耗品等や非常食の購入費のほか、自主防災組織に貸与する救急工具等を購入したものでございます。

12節は、衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報等回線等使用料及び地域防災訓練で使用した消火器の詰めかえなどを行ったものでございます。

13節は、携帯無線機及び移動系の防災行政無線などの保守点検業務委託料、25年度からの繰越事業である地域防災計画改善業務委託料でございます。

15節は災害対応型ガスバルク及び発電機設置工事費でございます。

18節は、新たに設置しました自主防災組織へ貸与する発電機等を購入したものでございます。なお、26年度中に設置しました自主防災組織は5地区となっております。

19節は、県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金並びに移動局携帯無線機の電波利用料でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後 2 時 0 0 分 休 憩

午後 2 時 1 2 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

それでは、次に教育費につきましてご説明を申し上げます。決算書につきましては 155 ページ、156 ページをお願い申し上げます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては 95 ページ以降をあわせてご参照お願いしたいと思います。

9 款 1 項 1 目教育委員会費でございますが、こちらは教育委員会の運営に要した費用でございます。定例会 12 回、臨時会 4 回の開催及び学校訪問などを実施したところでございます。

157 ページ、158 ページをお願いいたします。

1 節報酬及び 9 節旅費につきましては、教育委員の報酬、費用弁償、それから研修旅費でございます。

10 節交際費につきましては、教育長の交際費でございます。

11 節需用費は、研修会時の資料代及び事務用品などでございます。

14 節使用料及び賃借料は、研修会参加時の有料道路の通行料、駐車場使用料でございます。

19 節負担金補助及び交付金は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2 目事務局費でございます。こちらは、事務局の運営、教育相談事業、確かな学びプロジェクト事業、児童学習支援員配置事業、メンタルケア相談補助員配置事業、学び支援コーディネーター等配置事業、それから各種団体に対しての負担金や補助金に要した費用であります。

1 節報酬は、心身障害児就学指導審議会委員に対する報酬でございます。

7 節賃金は、教育相談員、児童学習支援員及びメンタルケア相談補助員に対する賃金でございます。

159ページ、160ページをお願いいたします。

8節報償費は、町内教職員各種研修会事業における講師、指導力向上研修会における講師、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者等に対する謝金でございます。

9節旅費は、心身障害児就学指導審議会開催時の委員に対する費用弁償、職員研修会、学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール・ウインタースクール協力者等の旅費でございます。

11節需用費につきましては、消耗品として事務用品、コピー、参考図書、標準学力調査費用など、燃料費については公用車のガソリン代、食糧費は小学校親善陸上記録会及び就学时健診従事者等の昼食等のものでございます。印刷製本費につきましては、大和町の学校教育、家庭学習の手引き、及び陸上記録会記録証などの印刷に要したものでございます。修繕料につきましては、公用車の修繕でございます。

12節役務費でございますが、電話料金、郵便料金、それから車検の手数料、利用者保険料、学び支援員等の傷害保険料に要したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、学校教育用コンピューターの借上料、難波分校児童、特別支援学級児童及び黒川郡音楽祭時の児童の輸送等に係る車の借り上げでございます。

19節負担金補助及び交付金は、黒川地域行政事務組合ほか6団体に対します負担金及び健やかな子供を育む大和町民会議への補助金でございます。

25節積立金は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積み立てを行ったものでございます。

27節公課費は、公用車車検時の自動車重量税でございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費でございます。こちらにつきましては、小学校6校、分校1校の施設維持及び児童・教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1節報酬は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、樹木伐採等の作業員、体育館巡視員及びプール監視員への賃金でございます。

次に、161ページ、162ページをお願いいたします。

8節報償費は、運動会の賞品及び卒業生への記念品代でございます。

11節需用費につきましては、小学校における消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱費及び備品の修繕料ということになります。

12節役務費につきましては、通信運搬費として電話、郵便料金、及びインターネット

ト回線使用料等となります。手数料につきましては、プール水の検査、ピアノ調律等の手数料でございます。ほかに火災保険料、プール監視員及び体育館巡視員に係る障害保険料等でございます。

13節委託料は、児童・教職員の健康診断及び学校業務員9名の業務委託及び除雪業務の委託料になります。施設備品管理委託料は、学校警備業務の委託の費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、土地の借上料、こちらは鶴巣小学校の進入路に係る土地の借上料でございます。陸上記録会等における児童輸送のための車の借上料、テレビ聴取料、清掃用具の借上料でございます。

18節備品購入費は、学校管理用の備品、教材等の学校用備品の購入代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校管理下におけます児童の災害共済負担金、及び郡学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、小学校の教材備品整備整備事業、学校地域共学推進事業、魅力ある学校図書館づくり事業、スクールソーシャルワーカー配置事業及び学級支援サポーター配置事業等に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、学級支援サポーター及び学校図書支援員の賃金でございます。

8節報償費は、スクールソーシャルワーカーに対する謝金でございます。

11節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。

163ページ、164ページのほうをお願いいたします。

修繕料につきましては、教員用のパソコンの修繕でございます。

12節役務費につきましては、不要薬品等の処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。

14節使用料及び賃借料は、「たいわっ子」芸術文化推進事業によります音楽鑑賞のためのバス借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用、及び学校教材備品等の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業としての各学校への交付金及び遠距離通学対策費として延べ32名の対象児童保護者への通学費用の助成金でございます。

20節扶助費でございます。要保護9名、準要保護101名及び特別支援教育就学児童23名に対します教材費や医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目の小学校施設整備費でございます。小学校施設の整備や修繕など施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節需用費は校庭用の山砂等の消耗品費及び校舎の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、廃棄物の処分手数料でございます。

13節委託料は、学校の各種設備の保守点検について委託したものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、自動体外式除細動器AEDでございますが、そちらの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣小学校ののり面の復旧工事、吉岡小学校ほか3校の便器の交換工事、吉岡小学校配水設備修繕工事などを実施したものでございます。

次に、4目の小学校建設費でございます。小野小学校に普通教室12室ほかを増床いたしまして、あわせて関連備品などの配置を行ったものでございます。

12節役務費でございますが、こちらは建築確認等の手数料でございます。

13節委託料につきましては、増築工事施工管理業務委託料ということになります。

165ページ、166ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、仮設校舎の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、増築工事及び附帯工事に係る工事請負費でございます。

18節備品購入費につきましては、増築しました校舎分の普通教室の机、椅子、図書室の書架、本棚、管用の備品などを購入したものでございます。

次に、3項中学校費1目学校管理費でございますが、中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節報酬は、学校医・薬剤師に対する報酬でございます。

7節賃金は、事務補助員、体育館、スクールバス転回場の安全巡視員及び用務員への賃金でございます。

8節報償費は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品代でございます。

9節旅費につきましては、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。

11節需用費でございますが、中学校におきます消耗品、燃料、それから食糧費、印刷製本費、光熱水費、及び備品の修繕料でございます。

167ページ、168ページをお開きいただきたいと思います。

12節役務費でございます。電話料、郵便料金、それからインターネット回線使用料ということで、通信運搬費、飲料水の検査、ピアノ調律等の手数料、それから火災保

険料、傷害保険料でございます。

13節委託料につきましては、生徒、教職員の健康診断、学校業務員、スクールバス運行及び学校警備の委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、大和中学校スクールバス転回場に係ります土地の借上料、中総体や駅伝大会等学校行事におきます車の借上料、それからテレビの聴取料、清掃用具借上料でございます。

18節備品購入費でございますが、学校管理用備品を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金におきましては、学校管理下におけます生徒の災害共済負担金及び各種団体等への負担金、中総体東北大会、全国大会参加等への補助金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。こちらは、中学校におきます教材備品の整備、学校・地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業等に要した費用でございます。

7節賃金は、学級支援サポーター、図書支援員に対する賃金でございます。

11節需用費につきましては、学校行事用品、教材等の消耗品費、修繕料につきましては教員用パソコンの修繕でございます。

12節役務費につきましては、スクールカウンセラーの電話代、学校不要薬品の処分手数料等です。

13節委託料につきましては、外国語指導助手3名の業務委託に要した費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、「たいわっ子」芸術文化推進事業によります音楽鑑賞のためのバス借上料でございます。

169ページ、170ページをお願いいたします。

18節備品購入費でございますが、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校・地域共学推進事業として中学校2校への交付金でございます。

20節扶助費でございますが、要保護5名、準要保護60名、及び特別支援教育就学生徒に15名に対する教材費や医療費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費でございます。中学校施設の整備や修繕など施設設備の保守点検などに要した費用でございます。

11節需用費でございます。消耗品として学校用の砕石等を購入したもの、及び校舎

等の修繕料でございます。

12節役務費でございます。廃棄備品等の処分手数料でございます。

13節委託料につきましては、学校各種設備の点検保守について委託をしたものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、中学校2校の便器の交換工事、大和中学校の空調機器修繕工事、宮床中学校の高架水槽修繕工事を実施したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、4項社会教育費1目社会教育総務費について説明させていただきます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、99ページから103ページをご参照願います。

主な生涯学習事業といたしましては、まほろば大学を中心に、各種教室や協働教育の推進によります学校・家庭・地域の支援、青少年を対象とした自然体験授業やジュニアリーダーの育成等を行っております。

1節につきましては、社会教育委員会における委員13名の報酬でございます。

次に、171ページをお願いいたします。

8節につきましては、生涯学習のまちづくり推進事業といたしましてまほろば大学を開催しておりますが、開講式での記念講演と閉講式での文化講演会並びに各種教室の講師謝金でございます。

9節につきましては、社会教育委員の費用弁償でございます。また、放課後子供教室指導者研修会の旅費であります。特別旅費については、自然体験学習授業の講師、職員等の旅費でございます。

11節につきましては、家庭、青少年、成人教育等の各種事業に要したものと、公用車のガソリン代及び各種事業のお茶代です。また、共同教育ポスターと年2回発行の共同教育ニュースの印刷代でございます。

12節につきましては、各種事業の郵送料です。広告料につきましては、月刊誌短歌に原阿佐緒賞の作品募集を2回上げているものでございます。また、研修会の駐車場

代、建物等の火災保険料及び公用車の保険料と、親子ふれあい還付等の傷害保険でございます。

13節につきましては、宮床歴史の村、原阿佐緒記念館等の社会教育施設管理業務委託料でございます。

14節につきましては、民族談話室の敷地借上料や、幼児学級会場借上料です。また、青少年教育での親子ふれあい還付のバス借上料、有料道路通行料でございます。

19節につきましては、黒川郡社会教育委員連絡協議会負担金、黒川地域行政事務組合負担金、町PTA連合会等への補助金でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、104ページから108ページをご参照願います。

主な事業といたしましては、公民館分館長会、青少年教育として、成人式や成人教育としては出前講座、高齢者を対象としたお達者倶楽部、そして町民文化祭や図書室の運営を行っております。

1節につきましては、公民館分館長41名の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。

7節につきましては、図書館のパート職員4名分の賃金でございます。

8節につきましては、報奨金についてはまほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝金で、賞賜金については成人式の記念写真代等でございます。

9節につきましては、分館長の費用弁償でございます。

11節につきましては、成人式や町民文化祭などの各種事業の消耗品代、公用車のガソリン代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代でございます。

12節につきましては、各種教室の講座の郵送料、それから公民館電話料金、そして公用車の損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、町民文化祭での照明操作委託に要したものでございます。

14節につきましては、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借上料、有料道路通行料です。また、図書管理用のパソコンリース、そしてそれに関連するソフトの代金に要したものでございます。

決算書175ページをお願いします。

18節につきましては、図書室のブックとラックを購入したものであります。

19節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会等への負担金、そして町の連合青年団、婦人会の連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

続きまして、3目文化財保護費でございます。主要な施策の成果に関する説明書に

つきましては、108ページから109ページをご参照願います。

主に文化財保護委員会、郷土史講座開設、文化財めぐり、そのほかに開発に伴います文化財の調査を行っております。

1節につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。

4節につきましては、非常勤職員と作業員の労働保険でございます。

7節につきましては、発掘調査の作業員と嘱託職員の賃金でございます。

8節につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの講師謝礼でございます。

9節につきましては、文化財保護委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、一般業務に伴います消耗品と発電機の燃料費、あと調査時の写真プリント代、信楽寺の跡地の電気料、水道料金です。また、標柱発電機の修繕料となります。

12節につきましては、通信料、郵送料及び信楽寺の跡地の水道開栓手数料でございます。

14節につきましては、文化財調査のための重機の借り上げなど、あと文化財めぐりのバス借上料でございます。

19節につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金、それから町内文化財保護団体7団体に対しましての補助金でございます。

23節につきましては、文化財法にかかわる経費事務交付金、精算返還金でございます。

次に、177ページをお願いいたします。

4目まほろばホール管理費でございます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、109ページから113ページをご参照願います。

主にまほろばホール運営委員会や文化振興協会によります夢ステージなどの事業実施、そしてギャラリーでの展示や少年少女の合唱団の育成などを行っております。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬でございます。

7節につきましては、まほろばホール窓口業務の事務員2名の方の賃金でございます。

9節につきましては、まほろばホールの運営委員の費用弁償でございます。

11節につきましては、施設管理及び各種消耗品、冷暖房燃料費、電気料、水道、光熱水費が大半でございますが、そのほかに小破修繕の費用でございます。

12節につきましては、輸送料、電話料、その他、火災保険料等でございます。

13節につきましては、舞台設備操作や総合管理業務委託の委託費用でございます。

14節につきましては、電話システムリース料金等でございます。

15節につきましては、舞台音響、アンプ入れかえ工事費等でございます。

18節につきましては、舞台袖用デジタル音響卓購入代でございます。

19節につきましては、全国公立施設文化振興等の負担金と、大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

27節につきましては、自動車税の重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、引き続きまして、179ページ、180ページのほうをお願い申し上げます

5目教育ふれあいセンター管理費でございます。こちらにつきましては、吉田・鶴巣・落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要した費用でございます。成果に関する説明書につきましては113ページ以降をあわせてごらんいただきたいと思っております。

7節賃金でございますが、こちらは体育館巡視員の賃金でございます。

11節需用費につきましては消耗品としてグラウンド用の砂など、燃料費、光熱水費、それから施設の修繕料でございます。

12節役務費につきましては、水質検査の手数料、火災保険料及び損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、業務員の委託、各施設1名、3名でございます。警備の委託、それから施設維持管理における管理委託を行ったものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、テレビの聴取料、清掃用具の借り上げ、AEDの借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター校舎の屋根の塗装の塗りかえの工事を行いました。それから、吉田教育ふれあいセンターの加圧給水ポンプ交換工事を行ったものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費でございます。こちらは升沢の森の学び舎の管理運営に要した費用でございます。5月から10月まで6カ月間利用していただいております

が、昨年度におきましては利用実績17日、延べ人数で535人の利用があったところ
でございます。

11節需用費につきましては、消耗品、燃料費、こちらはガスでございますが、それ
から光熱費として電気、水道、あわせて修繕料でございます。

181ページ、182ページをお願いいたします。

12節役務費でございますが、通信運搬費用、電話料でございます。それから、水道
の開栓手数料及び火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、施設の清掃の管理委託を委託したものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

引き続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費についてでございます。主要
な施策の成果に関する説明書につきましては、114ページから116ページをご参照願
います。

ここでは、主にスポーツ推進委員会やスポーツ奨励金の交付、各種スポーツ大会や
教室を開催しております。

1節につきましては、スポーツ推進員15名分の報酬及びスポーツ推進審議会委員5
名分の報酬でございます。

8節につきましては、大和町スポーツ支援奨励金、各種教室の講師謝金及び各種大
会、審判員の謝礼でございます。

9節につきましては、スポーツ推進員、スポーツ推進審議会委員の費用弁償でご
ざいます。

11節につきましては、一般事務用品及び各種大会の消耗品でございます。食糧費は
審判員等の昼食代となっております。印刷代につきましては、マラソン大会完走賞等
に、また武道館の水道、電気料となっております。

次に、183ページをお願いいたします。

12節につきましては、各種事業の郵送料、武道館火災保険料等でございます。

13節につきましては、指定管理移行準備委託費でございます。

14節につきましては、ヘルシー大会車借上料でございます。また、スポーツ推進員

岩手大会の有料道路通行料と武道館清掃用具借上料でございます。

15節につきましては、武道館火災警報設備復旧工事であります。

19節につきましては、町の体育協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、2目体育センター管理費についてでございます。ここでは、主に施設管理を行っております。

11節につきましては、電気料、水道代及びガラス等の小破修繕料でございます。

12節につきましては、火災保険料でございます。

13節につきましては、消防、電気設備に伴います保守点検委託料でございます。

14節につきましては、清掃用具の借上料でございます。

続きまして、3目広場管理費でございます。広場管理費につきましては、5カ所のレクリエーション広場について管理委託をお願いしているものでございます。

11節につきましては、水道、電気料、並びに玉ヶ池レクリエーション広場のトイレ改修の修繕でございます。

12節につきましては、水道開栓代金でございます。

185ページをお願いいたします。

13節につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。

次に、4目総合運動公園の管理費についてでございます。総合運動公園費では、総合体育館、それから陸上競技場、テニスコート、そして多目的広場の管理をしております。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては116ページから118ページをご参照願います。

4節につきましては、嘱託職員5名分の社会保険料でございます。

7節につきましては、嘱託職員の賃金でございます。

11節につきましては、一般事務等施設管理要消耗品、電気代、水道代及びボイラー重油代でございます。また修繕におきましては防火シャッターやテニスコートの修繕を行いました。

12節につきましては、電話料や水道検査手数料です。また、建物保険が主なものでございます。

13節につきましては、夜間警備、清掃業務、浄化槽管理、空調の管理や、地域振興公社への除草等の管理委託料でございます。

14節につきましては、券売機の借り上げ料金、印刷機のリース料金でございます。

18節につきましては、バレーボール支柱の交換や得点板、ネット等の備品購入費でございます。

19節につきましては、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の負担金でございます。

27節につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、5目ダイナヒルズ公園管理費について説明を申し上げます。ダイナヒルズにつきましては、野球場、テニスコート、サッカーを中心とした多目的広場の管理、貸し出しを行っております。

11節につきましては、野球場のマウンド等の補修でございます。

次に、187ページをお願いいたします。

12節につきましては、野球場倉庫とテニスコートの倉庫の火災保険料でございます。

13節につきましては、公園施設の管理運営業務委託やテニスコートの自動点灯保守点検委託料でございます。

14節につきましては、今年度は支出はありませんでした。

次に、6目自転車競技場管理費でございます。自転車競技場は、宮城県スポーツ振興財団により運営会の委託を受けて施設の維持に努めているところでございます。

7節につきましては、嘱託職員1名分の賃金でございます。

11節につきましては、施設管理の消耗品、電気料、水道料金です。修繕におきましては走路の一部補修とスタンド修繕等を行いました。

12節につきましては、電話料金とバイクの保険料でございます。

13節については、清掃、消防、空調設備、保守点検料等でございます。

14節につきましては、自転車競技場内で使用しているテレビの受信料でございます。

18節につきましては、トレーニング機器購入を行ったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き187、188ページをお願いいたします。

7目学校給食センター費でございます。学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。平成26年度につきましては、給食実施日につきま

しては191日、給食を出した数ですけれども、45万7,537食を供給いたしたところでございます。

施策に関する説明書につきましては118ページになりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、1節、報酬でございます。学校給食運営審議会の開催におきます委員の報酬でございます。

次のページ、189、190ページをお願いいたします。

7節賃金でございますが、こちらは、パート業務員を1名雇用しております、その分の賃金ということになります。

9節旅費につきましては、学校給食運営審議会委員の費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、給食センター施設の運営に要しました消耗品、光熱水費、燃料費、施設設備の修繕料、それから給食の賄い材料購入費というような内訳になってございます。

12節役務費につきましては、通信運搬費といたしまして、電話料、それから給食センター及びセンター職員の検便検査、水質検査、給食費振替等の手数料、火災保険料、公用車の損害保険料でございます。

13節委託料でございます。学校給食の調理業務の委託、それからセンターの施設備品管理の委託を行った費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、印刷機の借上料、テレビの聴取料、清掃用具の借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、蒸気ボイラーの交換工事を実施したものでございます。

191ページ、192ページになります。お願いいたします。

18節備品購入費でございます。廊下用の運搬車8台、配膳台9台、保温の食缶が34個、コンテナ1台、牛乳保冷库2台などの備品を購入したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等の負担金でございます。

27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

10款1項1目災害復旧費の農業用施設災害復旧費につきましては、昨年10月の大雨によりまして被災いたしました農業用施設災害復旧に係るものでございます。

主な施策の成果に関する説明書119ページでございます。

13節委託料につきましては、落合蒜袋地区の農道に堆積しました稲わらの除去に要したものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床高山地区の農道、及び吉田反町上地区の農道災害復旧に要したものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、小災害復旧といたしまして、水路6カ所、農道1カ所に対する補助を行ったものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

続きまして、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。これにつきましては科目設定ということで行ってございます。

続きまして、3項1目東北関東大地震災害復旧費でございます。1目の土木施設災害復旧費でございます。決算書193ページ、194ページをお開き願います。

15節工事請負費につきましては、町道大崎大平上線、樵橋及び町道八幡堂線、八幡道歩道橋の2橋の橋梁災害復旧工事に要した費用でございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

次に、2目農林商工施設災害復旧費でございます。平成23年3月の東北地方太平洋沖地震により被災いたしました農業用施設の災害復旧に要したものでございます。

15節工事請負費につきましては鶴巣幕柳地区の頭首工の災害復旧に要したものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長高崎一郎君

財政課長 (高崎一郎君)

11款の公債費についてご説明を申し上げます。

成果に関する説明書は120ページとなります。

11款1項1目の元金、次の1項2目の利子につきまして、資料にありますとおり、おのおの10機関からの借入の償還に要した経費でございます。支出済は記載のとおりでございます。

12款予備費につきましては、備考欄に4項目記載しておりますけれども、緊急を要するということで充当したもの4件でございます。

以上、一般会計締めまして、当初予算額94億4,400万円、補正予算額5億3,062万7000円、継続費及び繰越事業費繰越額2億2,419万1,000円、予算現額計101億9,881万8,000円、支出済額が97億9,888万6,348円であります。

次に、決算書の次のページ、195ページをお開きをお願いいたします。

平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算、実質収支に関する調書であります。歳入総額105億5,274万2,000円、歳出総額97億9,888万6,000円、差し引き額7億5,385万6,000円であります。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、各種事業に要します一般財源について繰り越すという形をとっております。繰越明許費繰越額で551万1,000円、事故繰越繰越額では389万円であります。この部分を差し引きました実質収支額は7億4,445万5,000円となりまして、地方自治法の規定に基づき、2分の1以上の基金繰り入れといたしまして、4億円を繰り入れするものでございます。実質収支額からこの基金繰入額を差し引きました3億4,445万5,000円が純繰越額となるものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

総務課長より、説明事項の訂正の申し出がありましたので、許可しましたので、総務課長後藤良春君より報告願います。

総務課長 (後藤良春君)

まことに申しわけございません。決算書の83ページをお願いしたいと思います。

あともう一つ、主要な説明書の39ページをお願いしたいと思います。

諸費にかかるものでございます。表彰の内容が先ほど60周年記念特別表彰と話してしまいましたけれども、町の功労者のみの8名の功労者のみの表彰でございましたので、訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

議 長 (大須賀 啓君)

本日はこれで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時58分 延 会